

<別紙1>

老人保健施設ハートホーム山口のご案内
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について
(重要事項説明書)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 ハートホーム山口
- ・短期入所開始年月日 1997年 5月20日
- ・介護予防短期入所開始年月日 2006年 4月 1日
- ・所在地 山口市吉敷中東一丁目1-2
- ・電話番号 083-933-6000 ・ファックス番号 083-933-6007
- ・管理者名 亀田 秀樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550380061号)
- ・通常の送迎の実施地域 山口市

(2) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の目的と運営方針

事業者（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）は、要介護・要支援状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計画に基づき当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設ハートホーム山口の運営方針]

「高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指す

明るく家庭的な雰囲気有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行う」

(3) 施設の職員体制、職務内容

・管理者	1名	
・医師	1名以上	
・薬剤師	1名以上	
・看護職員	} 20名以上	
・介護職員		
・支援相談員	1名以上	
・理学療法士	} 1名以上	
・作業療法士		
・言語聴覚士		
・管理栄養士	1名以上	
・介護支援専門員	1名以上	但し、他職種との兼務もあり得る
・その他		

- ① 管理者は、施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

- ② 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- ④ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画等に基づく看護を行う。
- ⑤ 介護職員は、利用者のサービス計画等に基づく介護を行う。
- ⑥ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ⑦ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑧ 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者のサービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きの支援を行う。

- (4) 入所定員等 ・定員 60名 (うち認知症専門棟 30名)
 ・療養室 個室 19室、2人室 4室、3人室 11室

3. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画若しくは短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 7時30分～
 昼食 12時00分～
 夕食 18時00分～
- ③ 入浴 (週に3回。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス (日時の告知、申し込みの代行)
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
 *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用料金

(1) 介護保険自己負担金

① 施設利用料

- ・介護保険制度では、要介護認定による要介護・要支援の程度、自己負担割合によって利用料が異なります。自己負担割合については、「介護保険負担割合証」をご確認ください。

- ・利用者の自己負担額については、別添資料（料金表）をご覧ください。

② 加算料金等

- ・介護保険制度で定められた要件を満たした上でサービスを提供した場合に、それぞれ利用料に加算されます。
- ・利用者の自己負担額については、別添資料（料金表）をご覧ください。

(2) その他の料金

- ・当施設では、滞在費、食費の他、別添資料（料金表）に掲げる費用の額をお支払いいただく場合があります。
- ・料金の詳細については、別添資料（料金表）をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則として金融機関口座自動引き落としとなります。引き落とし日は毎月15日となります。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 あんの循環器・総合クリニック
 - ・住 所 山口市吉敷中東一丁目1-1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 総合病院 山口赤十字病院
 - ・住 所 山口市八幡馬場53-1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 済生会 山口総合病院
 - ・住 所 山口市緑町2-11
- ・協力医療機関
 - ・名 称 よしき病院
 - ・住 所 山口市吉敷佐畑1569-2
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 松浦歯科医院
 - ・住 所 山口市米屋町1-4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「（介護予防）短期入所療養介護利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、利用者の状態を確認し、必要な処置を行ないます。事故の発生状況、利用者の状態については「事故報告書」に記録を残し、管理者より利用者のご家族に事故の

報告をします。また、必要であれば関連部署、市町村にも連絡をします。

管理者は、自分の部署の職員と発生した事故について「事故報告書」を基に対処方法を検討、決定し、是正処置を行いません。また、管理者は発生した事故の内容を確認し、その事故の発生原因を職員とともに究明し、再発防止に努めます。

7. 非常災害対策

- ・地震・風水害等、災害発生時には、管理者、サービス提供の責任者、防災管理者及び事務長の判断により、当事業を休止する場合があります。
- ・当事業所では、非常災害には次のような体制で対応します。

防災管理者（防火管理者）	内 薫輝
非常時の対応方法	当事業所の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回／年（春・秋）、設備点検もあわせて実施
防災設備	自動火災報知設備、火災通報装置、非常警報設備、消火器、散水栓、スプリンクラー、非常発電装置、誘導灯、避難器具、防排煙設備

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事提供に関する費用は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会：9：00～20：00までとする。
- ・外出・外泊：体調の変化がない限り、医師の判断の元、許可する。
- ・飲酒・喫煙：飲酒に関しては不可。喫煙は所定の喫煙場所にて許可する。
- ・所持品・備品等の持ち込み：記名をして、利用者もしくは、保証人等で行う。
- ・金銭・貴重品の管理：利用者もしくは保証人で行い、施設は関与しない。
- ・外泊時等の施設外での受診：緊急時を除き、原則禁止。
- ・宗教活動：原則禁止とする。
- ・ペットの持ち込み：原則禁止とする。

9. 禁止事項

- (1) 当施設では、多くの方に安心して短期入所生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気・ペットの持ち込み」は禁止します。
- (2) 当施設では、職員及び入所者等の安全確保のため、入所者、保証人又はその家族が次に掲げる行為を行った場合、当事業所が提供する全てのサービスの提供を停止し、入所利用を解除・終了するとともに、所轄警察に届けることができます。また、職員の注意・忠告などを受入れず改善されない場合、「強制退所」または「事業所・施設への出入り禁止」等の強制措置を講じる場合があります。
 - ・職員又は他の入所者等に対して、ハラスメント行為又は暴力行為があった場合。
 - ・大声、暴言・または脅迫的な言動（誹謗・威嚇・中傷、土下座の強要など含む）により、他の入所者等に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
 - ・解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨げた場合
 - ・建物設備等を故意に破損した場合（器物破損）

- ・日常生活に必要な危険な物品を施設・事業所内に持ち込んだ場合
- ・当事業所またはその利用者に対し著しい迷惑行為を行った場合。

10. 要望及び苦情等の相談

- ・当事業所ではお客様からの相談や苦情に対して、次の様な体制で対応致します。何かありましたら、先ず苦情受付担当者にご一報願います。

担 当	役 割	担当者名および連絡先
苦情受付 担当者	苦情の受付、 確認、記録	林 宗佑 電話番号： 083-933-6000 FAX： 083-933-6007 対応時間：(月)～(土) 8:30～17:30
苦情解決 責任者	苦情の解決	内 薫輝 電話番号： 083-933-6000 FAX： 083-933-6007 対応時間：(月)～(土) 8:30～17:30
第三者委員 (青藍会グループ全体を包 括)	苦情の解決に 対する助言、 苦情の直接受 付	福田晴喜(湯田地区・児童民生委員) 山口市神田町7-1 電話番号： 083-923-1360 末宗諭史(小原地区民生・児童委員) 山口市黒川765-6 電話番号： 083-924-6503 氏永東光(嘉川地区 民生委員) 山口市嘉川2271番地 電話番号： 083-989-2033 藤田達夫(宮野地区自治会連合会 副会長) 山口市桜島4丁目6-26 電話番号： 090-2315-0499

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

山口市介護保険課	所在地：山口市亀山町2-1 電話番号：083-934-2795
山口県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地：山口市朝田1980-7 電話番号：083-995-1010
山口市地域包括支援 センター	所在地：山口市亀山町2-1 (山口市役所内) 電話番号：083-934-2758

※ 各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくこともできます。

1 1 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する担当者の選定

【虐待防止担当者】 林 宗佑

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (5) 虐待の防止のための指針の整備
- (6) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2 第三者評価の実施状況

当施設では、（介護予防）短期入所生活介護に係る第三者評価を実施していません。

1 3. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

老人保健施設ハートホーム山口では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービス・介護予防サービスを提供する他の介護サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

- 当事業所ならびに青藍会グループ（医療法人社団青藍会、社会福祉法人青藍会、株式会社ANNO、株式会社ANNO-M、株式会社ANNO-Pおよび株式会社ANNO-A）および社会福祉連携推進法人はあとラインが発行する広報物への写真掲載（実際の掲載前にはその都度ご説明し、同意が得られなければ掲載いたしません。）
- ・広報物および事業所内への写真掲示に、はい、同意します いいえ、同意しません

〔当事業所個人情報に関するお問い合わせは以下にお願いいたします。〕

個人情報問い合わせ窓口

TEL : 083-933-6000

e-mail : info@seirankai.or.jp